

令和6年6月20日

庶務課

（仮称）教育推進プラン・江東（第3期）の策定について

1 概 要

教育推進プラン・江東は、「江東区基本構想」及び「江東区長期計画」を上位計画とする教育部門の分野別計画であるとともに、教育基本法第17条第2項に規定される江東区の教育振興基本計画であり、令和3年3月に令和3年度から令和7年度を期間とする教育推進プラン・江東（第2期）を策定した。

この度、教育推進プラン・江東（第2期）が令和7年度で期間を満了することから、令和8年度から令和12年度を期間とする「（仮称）教育推進プラン・江東（第3期）（以下「計画」という）」の策定を行う。

なお、令和6年度は、計画の基礎資料とするため「教育に関する意識調査」を実施する。その後、当該調査の分析結果に基づき、教育に関するニーズや課題等を抽出し、計画の骨子案（たたき台）を作成する。

2 計画期間

令和8年度から令和12年度（5か年）

3 策定体制

専門的見地及び区民視点からの意見を聴取する機会を設けるため、学識経験者、公募区民及び区立小中学校・幼稚園に通うこどもの保護者等により構成される教育推進プラン・江東策定委員会を設置する。

4 策定スケジュール（案）

令和6年10月 教育に関する意識調査の実施

令和7年 3月 教育に関する意識調査結果報告

6月 計画骨子案報告

7月 こどもの意見聴取実施（実施方法等未定）

10月 計画（素案）報告、パブリックコメントの実施

令和8年 3月 計画（案）報告、計画策定